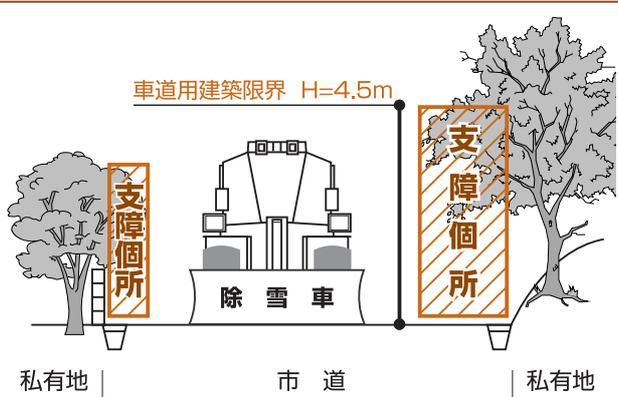


除雪の基本方針

道路パトロールで路面の状況を把握し、初期除雪の完全実施に努めます。
 交差点周辺は、歩行者や車両の見通しが悪くならないように除雪します。
 路面凍結が予想される急な坂道や主要交差点、橋などには凍結抑制剤を散布します。
 踏切に近接して積もった雪を取り除き、見通しの確保に努めます。
 歩道の除雪は、通園通学路を優先し、横断歩道など歩行者通路の確保に努めます。
 路肩に積もった雪は、交通に支障を来さないよう早めに運搬排雪します。

道路に出ている 樹木の枝切りをお願いします



道路にはみ出ている樹木の枝などは、通行の妨げになるばかりか、除雪作業の支障になります。除雪の際には、道路の全幅と高さ4.5mまでを確保する必要がありますので、今一度ご自分の樹木の確認と支障箇所の枝切りをお願いします。

南バイパス側道は通行できません

国道103号南バイパスの側道(山田渡~池内間)は、冬期間通行止めとなります。

問 土木課 ☎43-7079

排雪をお手伝いします

市では、町内会単位の排雪作業に、除雪車両などを出してお手伝いします。町内の皆さんの積極的な参加をお願いします。

申・問 土木課 ☎43-7079

ボランティア保険への加入を補助します

町内で除排雪をする際に、屋根の雪下ろしなど危険が伴う作業をするかた(5人まで)の保険料を市で負担します。

申・問 総務課 ☎43-7025

除雪ボランティア・除雪機の貸し出し

社会福祉協議会では、障害者や高齢者宅へ除雪ボランティアを派遣しています。また、町内会やPTAなどが集団で除雪をするときに、除雪機を貸し出しています。

申・問 社会福祉協議会 ☎42-8101

3 道路への雪出しは、危険です



一度寄せた雪を再び道路に出すのは厳禁です。除雪の効率が悪くなるだけでなく、除雪後の道路を通行する車両にとって突然現れる雪は大変危険です。重大な事故につながる恐れもありますので、道路への雪出しは絶対にやめてください。

4 1台の路上駐車で

除雪効率がダウン

路上駐車車両があると、その周辺は除雪ができなくなり、作業が大変遅れます。また、雪をかぶった駐車車両は、発



5 鉄板などを置かないで

見が困難となるため事故につながることもあります。路上駐車は絶対にやめてください。



道路と車庫などの段差に置いている鉄板などは、大変危険です。雪で見えなくなると除雪の際の事故につながりますので、撤去してください。

6 雪寄せ場の提供に

ご協力ください

道路脇に雪がたまると道路が狭くなりますので、たまった雪を寄せる場所

が必要になります。雪を寄せる場所が多いほど道路の幅が広くなりますので、利用可能な空き地をお持ちのかたは土木課へお知らせください。

7 河川に雪を捨てると

洪水の危険

河川に大量の雪を捨てると、水をせき止めて洪水を起こす危険があります。排雪は決められた場所(12・13ページに掲載)をお願いします。



8 消火栓・防火水槽の除雪に

ご協力ください

消火栓や防火水槽は、皆さんの生命や財産を火災から守る大切な施設です。こ

れらが雪で埋められると、火災のときにすぐに使用できない恐れがありますので、お近くの消火栓周囲の除雪にご協力ください。

また、消火栓の破損などを発見された場合は、消防署へご連絡ください。

問 大館消防署 ☎43-4151

